

# 調査基準価格設定業務の入札に関する説明書（電子入札案件）

## 1 調査基準価格の設定

低入札価格調査制度により入札を実施する業務については、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるか否かについて調査をする場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）をあらかじめ設定します。

## 2 積算内訳書の提出

調査基準価格を設定した業務の入札に参加される場合は、当該入札金額に対応した積算内訳書（種別、数量、単価等必要な事項を記載したもの。）を入札公告等の手順に従い提出してください。

### （1）積算内訳書の作成方法

#### ① 表紙

積算内訳書の表紙を作成し、件名、入札者の所在地、商号、代表者の職名・氏名を記載してください。

設計共同体で参加される方は、当該設計共同体の名称、代表構成員の所在地、商号、代表者の職名・氏名を記載してください。

#### ② 内容

積算内訳書に記載する内訳項目は、業務担当課が委託仕様書内で別途指定します。原則として、委託業務費、諸経費の区分ごとに記載したもので、項目及び金額のみ記載したものとします。

### （2）積算内訳書の作成に関する注意事項

積算内訳書に記載されている内訳項目は、当該業務を適切に履行する上で市が必要経費として位置付けているものです。経費の未計上、項目の削除等することなく、業務担当課が委託仕様書内で別途指定する内訳項目のとおり、全て記載してください。

なお、経費の計上漏れ（ゼロ計上を含む）、項目の記載漏れ、内訳書の添付漏れ、項目の省略等は入札の無効要件に定める項目（経費）の欠落と判断します。その欠落が入札無効要件に該当する場合は、当該業者の入札は無効となります。

以上のことを踏まえ、また特に次の事項を十分注意した上で、積算内訳書を作成してください。

- ① 積算内訳書の金額について、値引き、計算誤り、経費の計上漏れがないこと。
- ② 「ゼロ計上」も経費の計上漏れと判断する。いかなる場合も金額を記載すること。
- ③ 業務担当課が委託仕様書内で別途指定する内訳項目は、内訳として市が必要と定めた項目であるため、積算内訳書については、業務担当課が委託仕様書内で別途指定する内訳項目のとおり全ての項目を記載すること。項目の記載漏れ、記載誤り、内訳書の添付漏れ等がないこと。

- ④ 積算内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が入札金額と一致すること。端数処理も行わないこと。
- ⑤ 積算内訳書は、専門業者から見積りを徴収するものを除き、自らの責任で積算したものであること。

### 3 積算内訳書の確認及び不備による当該業者の入札無効要件

積算内訳書の確認は開札後に行います。一旦落札決定を保留し、最低の価格をもって入札を行った者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定により価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする入札の方式により入札を実施した場合は、最も高い評価値であった者。以下同じ。）の積算内訳書を確認し、無効要件（適切な積算がなされていない場合）に該当する場合は当該業者の入札は無効とします。無効になった場合は次順位者の積算内訳書について同様の確認を行います。確認の結果、無効要件に該当しない者を落札者とし、次順位者以降の確認は行いません。

なお、最低の価格をもって入札を行った者（次順位以降で積算内訳書の確認の対象となった者を含む）が調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った場合、迅速に落札業者の決定を行うため、当該確認行為と低入札価格調査を並行して実施します。どちらかの無効（失格）要件に該当することが判明した場合、その段階で、その判明した理由により当該業者を落札者といたしません。

### 4 低入札価格調査制度について

当該入札において最低の価格をもって入札を行った者で積算内訳書の無効要件に該当しない者が、調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った場合、低入札価格調査を行い、後日落札者とするかどうか決定します。したがって、調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った者は、最低の価格をもって入札を行った者であっても落札者とならない場合があります。

調査を行うこととなった場合、当該入札者には契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないことを積極的に説明していただきます。調査により、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断した場合には落札者としません。また、調査に協力しない場合も、同様に判断します。

低入札価格調査の対象者となるべき同価格の入札を行った者が2者以上ある場合は、くじによって低入札価格調査の対象者を決定します。なお、低入札価格調査の対象者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。

#### (1) 調査の実施

調査は次の①及び②に掲げる「一次調査」、「詳細調査」の順に実施します。  
【別紙参照】

##### ① 一次調査

低入札価格調査の対象者が作成した積算内訳書の各費目（直接人件費、特別経費、技術料等経費、諸経費）について調査します。契約の相手方としての適否判定は、市が算出した設計金額（以下単に「設計金額」という。）を

基準とし、低入札価格調査の対象者が作成した当該積算内訳書の積算金額（以下単に「積算金額」という。）により、入札金額に係る基準（入札金額が失格基準価格以上であること。なお、失格基準価格は、設計金額における各費目の額を用いて算出される次の a から d までに掲げる金額の合計金額（1,000 円未満切捨て）とする。）に基づき調査を行います。

- a 直接人件費の額
- b 特別経費の額
- c 技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
- d 諸経費の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額

なお、調査した結果、当該基準を満たす場合にあっては、引き続き②に掲げる「詳細調査」を実施し、当該基準を満たさない場合にあっては、『当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある』との理由により落札者としません。

この場合において、当該基準に基づく調査にあっては、開札時に、失格基準価格を下回る入札を行った者を、『当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある』と認め、落札者としません。

## ② 詳細調査

低入札価格調査対象者の入札金額及び積算内訳書のほか、当該対象者から調査に必要な資料の提出を求め、事情聴取等により各費目（直接人件費、特別経費、技術料等経費、諸経費）について調査します。

調査した結果、低入札価格調査の対象者の積算根拠が適正であると判断される場合は落札者とし、単価等について、算出根拠が適正でなく、当該業務全体の見積りが信頼性に欠けると判断した場合は、『当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある』との理由により落札者としません。

## (2) 積算内訳書の根拠の提出

低入札価格調査の対象者へは当該調査において、次に掲げる調査に必要な書類の提出を求めます。積算内訳書記載の単価等について、算出根拠が適正でなく、当該業務全体の見積りが信頼性に欠けると判断した場合は、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと判定します。

なお、市が求める調査に必要な書類を指定する日までに提出しなければ直ちに当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと判定します。

- ① 当該価格で入札した理由
- ② 入札金額の内訳
- ③ 当該契約の履行体制
- ④ 手持業務の状況
- ⑤ 配置予定技術者名簿
- ⑥ 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者
- ⑦ 直近 3 か年の事業（営業）年度に係る計算書類
- ⑧ 適正賃金の確保に係る確認書（契約内容の確認）
- ⑨ 見積書等の積算根拠
- ⑩ 質疑への回答書（質疑がある場合のみ）

**低入札価格調査の判断基準**

低入札価格調査は、調査対象者が作成した積算内訳書の積算金額について、

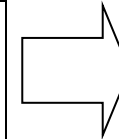
- (1) 一次調査を行い、適合するもののみ
- (2) 詳細調査を実施する。

**(1) 一次調査での判定**

市設計金額（直接人件費、特別経費、技術料等経費及び諸経費）に一定の割合をかけた数値的失格基準により判定する。

○数値的失格基準 次の入札金額に係る基準を満たすこと

積算内訳書	数値的失格基準
入札金額	失格基準価格以上であること。 失格基準価格＝市設計金額の「直接人件費＋特別経費 ＋技術料等経費60%＋諸経費55%」 合計金額(1,000円未満切捨て)



入札金額に係る基準を満たさない場合は、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと判定し、落札者としない。

入札金額に係る基準を満たす場合は、(2) 詳細調査を行う。

**(2) 詳細調査での判定**

事情聴取等により積算内訳書及び調査資料に基づき、積算根拠の確認を行う。

調査の結果、積算内訳書記載の単価等について算出根拠が適正でなく、当該業務全体の見積りが信頼性に欠ける場合は、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと判定し、落札者としない。